

特定資産取扱規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人秋田県臨床検査技師会（以下「会」という）会計規程第26条に定める特定資産の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 会に以下の特定資産を置く。

(1) 北日本医学検査学会運営引当資産

(北日本医学検査学会運営引当資産)

第3条 北日本医学検査学会運営引当資産は、北日本支部（8支部）持ち回りで開催される北日本医学検査学会を円滑に運営するための資金とすることを目的とする。

2 北日本医学検査学会運営引当資産は、当番県として次回開催までの期間で350万円を限度に積み立てるものとする。

3 北日本医学検査学会運営引当資産は、当番県として開催する年度の当初に取崩すものとする。

(特定資産の保有に係る理事会承認手続き)

第4条 第2条に追加して特定資産を保有しようとする時は、会長はその名称、目的、計画期間、活動の実施予定時期、積立限度額、管理・運用方法及びその算定根拠を理事会に提示し、理事会の承認を得るものとする。

(特定資産の管理・運用)

第5条 特定資産は、会計規程に基づき管理・運用する。

(目的外の取崩し等)

第6条 第3条の特定資産の取崩しに関する規定にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、会長は取り崩しが必要な理由を付して理事会に提示し、その決議を得なければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は令和2年3月13日から施行する。

2 この規程は令和2年11月13日から施行する。